

潮来市農業委員会議事録

記録日時 令和8年5月25日

記録者 濱田 智仁

令和8年5月農業委員会定例総会

日時：令和8年5月25日（月）午後3時00分～午後4時00分

場所：潮来市役所 3階 第一会議室

出席者：【農業委員】松本 清隆、鬼澤 淳一、服部 吉益、浅野 国彦、
薄井 重喜、兼原 儀弥、根本 佳和、谷田川 雅巳、
鬼澤 宏一、橋本 勇作、遠峰 喜久栄、宮本 孝一、
【事務局】事務局長 小川 宏、事務局長補佐 辻 寿幸、
事務局係長 鈴木 秀幸、事務局主幹 濱田 智仁

議 案

第6号議案 農地法第3条の規定による耕作目的の所有権移転許可申請に対する許可について

第7号議案 農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可申請に対する許可について

第8号議案 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について

第9号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見徴収について

報告第5号 農地法第3条の規定による農地等の権利取得の届出について

報告第6号 市街化区域内農地の転用届出に係る専決について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

・その他（協議事項）

議事内容

議長： ただいまの出席委員は12名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまより、令和8年5月定例総会を開会いたします。

議長： 本総会に提案する議案は、告示のとおりです。また、本総会の会期は、本日より一日限りとすることを提案いたしますが、ご異議ございませんか。

全 委 員： 異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議 長：議事録署名人として、「5 番 鬼澤 宏一委員」、「6 番 服部 吉益委員」を指名いたします。なお、会議書記として、事務局長を任命いたします。

議 長：議案審議の前に専決処分の報告等がありますので、事務局より報告願います。

事務局主幹： 報告第 5 号の「農地法第 3 条の規定による農地等の権利取得の届出について」

3 件

報告第 6 号の「市街化区域内農地の転用届出に係る専決について」 3 件

報告第 7 号の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 3 件

議 長：専決処分の報告について、ご意見ございますか。

全 委 員：異議なし。

議 長：第 6 号議案から第 9 号議案を審議します。なお、今月 1 8 日に農地部会による現地調査が行われております。議案に係る調査報告に関しては、審議に応じ、逐次お願いします。

議 長：第 6 号議案を上程します。事務局より説明を願います。

事務局主幹：第 6 号議案「農地法第 3 条の規定による耕作目的の所有権移転許可申請に対する許可について」 3 件を朗読説明。

議 長：地元委員の説明に入ります。
整理番号 1 番 浅野委員 お願いします。

浅 野 委 員：5 月 1 4 日、申請者本人から電話がありました。当該農地においてマコモタケを栽培するとのことでした。申請者は建設業者を営んでおり、仕事の合間を従業員が耕作を行うとのことでした。3 条の許可要件の中に、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件がありますが、この申請内容では、要件に合致しない点も存在すると思います。また、5 0 a の耕作要件が撤廃されたことにより、新規就農者にとっては農地の取得がしやすくなって大変良いことだとは思いますが、今回の案件は 5 0 a の耕作要件が撤廃されてから、非農業者が農地を取得する初めての案件になりますので、今後のことを考えて慎重に審議するべきと考えます。

事務局 長：事務局としても、今回が初めてのケースなので、対応方法について練り直した上で、6月の定例会において再審議をお願いしたいと思います。

鬼澤 委員：農地部会において現地を確認した結果について補足いたします。当該農地は、現在ほとんど農地としての機能を果たしていないような状況です。今後、マコモタケを作付するのであれば、こういった形で整備を行うのか等の計画を立てていただく必要があると考えます。具体的な計画がないと、許可・不許可の判断ができないと思います。

議 長：整理番号2、3番 橋本委員 お願いします。

橋本 委員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長：事務局、委員から報告のあった第6号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり決定をいたしました。ただし、整理番号1については、対応方法を整理した上で、6月定例会において再審議とします。

議 長：続きまして第7号議案を上程します。事務局より説明を願います。

事務局主幹：第7号議案「農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可申請に対する許可について」1件を朗読説明。

議 長：地元委員、農地部会委員の説明に入ります。整理番号1番 浅野委員 お願いします。

浅野 委員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長：部会委員 鬼澤委員 お願いします。

鬼澤 委員：事務局、地元委員から説明のあったように問題のない案件かと考えております。慎重審議お願いいたします。

議 長：委員から報告のあった第7号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長：続いて第8号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局係長：第8号議案「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価について」朗読説明。

議 長：事務局から報告のあった第8号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長：続いて第9号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局係長：第9号議案「潮来市農用地利用集積計画の議決について」9件を朗読説明。

議 長：事務局から報告のあった第9号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長：慎重審議ありがとうございました。議事終了と認めますので、令和6年4月農業委員会定例総会を終了いたします。

以上、会議の記録は、書記が記載したものであるが、その内容に相違ないことを認めここに署名押印する。

令和8年5月25日

議 長 _____

署 名 人 _____

署 名 人 _____